

ルードウ・ドー・アマーとは何者か

南田みどり

ルードウ・ドー・アマー(1915-2008 以下ドー・アマーと略す¹⁾)は、筆者と交友の最も長い部類に属するビルマ作家である。本稿は、アジア現代女性史 8『ベトナム女性史』において1973年版序文²⁾に引用された、ドー・アマーによるベトナム女性の人民戦争への連帯発言に着目した同書監修者の藤目ゆきからの依頼で執筆したものである。

本稿は、筆者の個人的体験におけるドー・アマー像を概観する「体験的ルードウ・ドー・アマー」と小論「言論統制の中のルードウ・ドー・アマー」から成る。巻末資料1として、彼女の晩年の息遣いがうかがえる口述筆記³⁾による『母の昔語り』第3巻序文(2007年10月)を、資料2として、随筆「ビルマの若い娘たちの民族服」(2006年10月)を、資料3として、年譜(2006年)を訳出のうえ添付している。

なお本誌に、ビルマ国外のメディアによるドー・アマー論も掲載されるため、本稿は記述的重複を避けることをこころがけた。

体験的ルードウ・ドー・アマー

1 邂逅

ビルマ式社会主義という名の軍事官僚独裁政権下(1962-88)に、筆者は二度ビルマを訪れた。いずれも観光ビザで許される7日間の滞在であった。初めて訪れた1977年末、ヤンゴンから空路バガンに飛び、シャン州のタウンヂー在住の詩人マウン・ティンミヤイン(インレー)の一家と合流してマンダレーに向かった。彼は、筆者の研究を物心両面で支えてくれた10年来のペンフレンドであったが、彼が当時シャン州を本拠としていたビルマ共産党の同調者で、中国から流れる同党のラジオ放送の愛聴者であったことは、このときまで知らなかった。手紙は開封・検閲され、電話は盗聴される可能性がある。直接会っ

¹ ビルマの人名に姓はなく、名の前には冠称が来る。年配者あるいは社会的地位の高い女性には「ドー」を、男性は「ウー」を、親しい間柄あるいは若い女性には「マ」を、男性には「マウン」をつける。なお、男性はその中間的冠称として「コウ」も使用する。また、名には誕生日に属する文字を使用するため同名者が多く、作家や芸術家等は冠称の前か、名の後の()内に、出身地や学位等を示す語を用いることが少なくない。「ルードウ」は後述のように、彼ら夫妻の出版した新聞・ジャーナル名である。

² [レ・ティ・ニヤム・トゥエット 2010:pp.18]を参照されたい。

³ 彼女のゆったりと丁寧なマンダレー調の語り口は、晩年まで変わらなかった。彼女は2004年6月から読み書きが困難な状態となり、口述筆記が検討されていた。[南田 2005:pp.89]も参照されたい。

て話すことだけが確実な情報となる。その状況は、昔も今もあまり変わらない。

彼が面談の手配をしてくれたのは、いずれも急進的な作家たちであった。筆者が研究してきた元共産党書記長の作家ティンペーミン(1914-78)⁴も、彼らにとっては裏切り者の「修正主義者」であった。

彼の案内でマンダレーの「ルードゥ<人民>」社⁵を訪れた。同社の階上は一家の居宅で、一階は左手にドー・アマーの書斎が、右手に夫ウー・ラ(1910-82)の書斎があった。筆者はまずウー・ラの書斎に通され、第二次大戦中彼と親交があった高見順の文学的政治的評価について語った。次にドー・アマーの書斎に通されるや開口一番、「夫婦喧嘩中なんですよ。部屋が左と右に分かれているのは」と彼女は冗談を言って、筆者の緊張をほぐしてくれた。この訪問に際しては恩師から、あの夫妻は、細君のほうが過激ですから気をつけなさいと注意されていたのであった。

まずドー・アマーは、日本の政治情勢に大変関心を寄せ、筆者にさまざまな質問を浴びせた。一方、ビルマ式社会主義の現状を不本意とする筆者の発言にも耳を傾け、「今は過渡期ですからね。でもこの国で、誰にでもそのように正直に自分の意見を言わないほうがよろしいわよ」と微笑んだ。後年作家ニープレー<小さな弟>⁶となる末っ子ニエインチャン<平和>にも紹介された。彼ら3人がその8ヵ月後、1年余も拘束されることになるとは知る由もなかった。

2 友情・連帯

次にマンダレーに行けたのは15年後、新たな軍事独裁政権・国家法秩序回復評議会支配下の1993年であった。ティンペーミンもマウン・ティンミヤインもウー・ラも亡くなり、ニープレーは獄中だった。筆者は短編集⁷の翻訳に向け、作家マウン・ターヤ⁸に新進気鋭の作家の紹介を依頼しており、「ルードゥ」社に9名ばかりの作家、評論家が集められていた。我々は、文学のみかビルマの現状についても自由に語り合えた。同社は、言論統制下における文学的解放区さながらであった。これは、軍事政権傘下のメディアが跋扈し、文学界が分断されがちなヤンゴンでは見られない光景で、ドー・アマー率いる「ルードゥ」社を要とする文学関係者の結束の賜物であった。

⁴ その政治的立場の変遷については[南田 2010a]の解説などを参照されたい。

⁵ 以下< >内には、ビルマ語名称の日本語訳を示す。彼らの出版社の現在の名称は公式には「チープワーイエー<発展>」社で、印刷社名は「ルードゥチープワーイエー」社である。資料3の年譜の1967年の項に記されるように、『ルードゥ』紙は廃刊処分となったが、マンダレーでは従来どおり彼らの社屋を「ルードゥ」社と呼ぶ者が多い。

⁶ 1952年に生れ、マンダレー大学地質学科卒業後出版業を手伝い、1985年から短編を書き始めた。1989年から99年まで獄中にあった。その短編「蓄音機回しの物語」(1989)は[南田 1998:pp.181-190]に収録される。

⁷ [南田 1995a]を参照されたい。ヤンゴンとマンダレーの作家7名ずつ計14名の短編14編を収録した。

⁸ 1930年に生まれ、1999年10月タイを経てアメリカに亡命した。邦訳は『路上にたたずみむせび泣く』(南田訳 1982 井村文化事業社)のほか、[南田 1995a:pp.139-150]には短編「生類解放」(1988)が収録され、序文も寄せている。また[南田 1995b,1996b]は、彼の検閲で不許可となった作品を含め1989年の3編を収録するとともに、言論統制の現状にも言及している。

さらに 1995 年、2 冊目の短編集⁹の翻訳にあたり、マンダレーを訪れた。以前ウー・ラの書斎であった広間に、30 名余の作家たちが集った。ドー・アマーは冒頭の挨拶で、「本日 8 月 9 日は、長崎に原爆が投下された日です」と述べ、反戦平和と真の友好を強調した。彼女は、この短編集に序文も寄せた。その中で彼女は、戦争が終わっても「資本の論理による弱肉強食は続く」と述べて、軍事政権主導の「開放経済」を暗に批判した。また、第二次大戦終焉近く、日本の敗残兵をビルマの人々が哀れみ、その命を救ったエピソードが多数存在することに触れ、そのような事実を掘り起こして本に編むよう提案もしている¹⁰。

その後 1997 年から 2007 年まで、筆者は毎年 8 月に欠かさずドー・アマーに会った。話題は日常生活からビルマ情勢まで多岐にわたった。印象的な話題としては、ウー・ラの密かな抗日活動や、彼と高見順との友情、テインペーミンの長編『ストライキ学生』¹¹の主人公が思いを寄せる戦闘的女子学生のモデルがドー・アマーであったことや、彼女がテインペーミンの求愛を拒んでウー・ラを夫に選んだという興味深い昔話まで飛び出した。



また、アウンサンスーチーについてドー・アマーは、当初その政治的力量に疑問を投げかけていたが、1998 年夏には、「現在のビルマで彼女ほど勇気があって粘り強い人を知り

⁹ [南田 1998]を参照されたい。18 名の短編 18 編を収録した。

¹⁰ [南田 1998:pp.2-4]を参照されたい。

¹¹ 1936 年のラングーン大学学生ストライキは、学生自治会機関誌における当局批判の論説に対する学生処分に端を発し、女子学生 10 名を含む 700 名の学生が大学を出てシュエーダゴン・パゴダにこもった。『ストライキ学生』は、ストライキ解除に反対して孤立する学生指導者を主人公として、この事件をルポルタージュ的手法で小説に再現し、1938 年に上巻が、1939 年に下巻が出版された。ドー・アマーのストライキ参加時の回想は、[南田 2007:pp.61]を参照されたい。

ません」と、その評価に変化が生じていた¹²。2002年秋、遊説中のアウンサンスーチーがマンダレーで真っ先に訪れたのは、ドー・アマーのもとであった。アウンサンスーチーが襲撃され拘束されたディベイン事件¹³の三ヵ月後の2003年8月、襲撃現場へ向かった筆者は、途上で立ち寄った女性医師宅で、二人が手を握り合っている興味深い写真を見せられた。女性医師の夫は、事件後拘束されたまま不在であった。

慰安婦問題についても、ドー・アマーと語り合ったことがある。日本軍が創設したビルマ軍は日本占領期(1942-45)に、日本軍に倣ってビルマ軍専用慰安所をヤンゴンに開設した¹⁴。筆者は慰安婦問題研究者から、ビルマ女性の元慰安婦が見つかった場合、その補償問題等で支援してくれるビルマ側のしかるべき人物を探してほしいとの依頼を受けていた。彼女の紹介で、2002年、ヤンゴンの中華街の奥にひっそりと住まう元慰安婦の中国女性とも話げできた。だが支援については、相応の年配と地位の女性作家や女性知識人に打診しても、「ビルマ女性はそのような経歴を恥とするから名乗り出るはずもない」「慰安婦はもともと売春を生業としていた女性だから同情に値しない」等々といったはかばかしくない反応が多かった。その中で、協力を表明したのはドー・アマーのみであった。件の研究者の元慰安婦探しも、あと一步のところまで中断させられたままとなった¹⁵。

3 旅立ち

2004年以降、ドー・アマーと会うのは、マンダレーから車で2時間北東に走った高原の町ピンウールン(メーミョ)の彼女の別宅においてであった。3月から10月まで、夏季から雨季まで、乾燥地帯のマンダレーの厳しい気候を避け、生きながらえる彼女の姿からは、死への覚悟が見て取れた。その覚悟は、VOAやBBCなど海外のビルマ語放送番組からの電話取材に応えるという形でも現れた。彼女を逮捕すれば民衆の怒りが高まるから、軍事政権は彼女を逮捕できないのだと、人々はささやきあっていた。言論統制下の国内で生じている深刻な事実を、人々は海外からのラジオ放送で初めて知るのであった。ドー・アマーは、耳が遠くなって日常の会話は不自由するが、電話ならよく聞こえて取材に応じることができるのだと笑っていた。2006年8月は居間で車椅子の彼女と話したが、2007年8月は寝室で話した。「今度いつ来られます?また来てくださいね」と言われたのが最後であった。

2008年4月、夢の中に華やかな衣装の若々しいドー・アマーが現れた。その数日後、彼女の死を知った。ビルマ仏教徒にとっては、死は終わりではなく、新しい転生への旅立ちである。8月にマンダレーで会ったニープレーは、その夢を母が別れの挨拶に訪れたのだと解釈してくれた。その後筆者に観光ビザが出なくなった。マンダレーに戻れたのは、2011年8月である。「ルードウ」社玄関傍の書店で、ニープレーから最新の書籍を寄贈され、

¹² [南田 1999:pp.107-108]では本名を出さず、「息子が獄中にある女性反骨作家」の発言として紹介した。

¹³ 2003年5月30日、遊説中のアウンサンスーチーと支持者が、ビルマ中部のディベイン村付近で翼賛団体に襲撃され、死者負傷者多数を出し、彼女はそのままヤンゴンへ護送された後、自宅軟禁となった。[南田 2004:pp.104-105]も参照されたい。

¹⁴ [南田 1997:pp.190-191]を参照されたい。

¹⁵ [林 1999]、[森川 2000,2002a,2002b]を参照されたい。

裏手の「ルードゥ」図書館で日本占領期の出版物を閲覧し、ちょうどその日に亡くなったドー・アマーの妹の自宅にもお悔やみにでかけることができた。筆者と「ルードゥ」社との絆は、そう簡単に断ち切れそうにもない。

言論統制の中のルードゥ・ドー・アマー

はじめに

第一次クーデターによる 1958 年から 2 年間の軍政、第二次クーデターによる 1962 年から 26 年間のビルマ式社会主義政権、第三次「クーデター」による 1988 年以降の軍事独裁政権のもとで、ビルマの言論出版界は長期にわたる言論統制に呻吟してきた。息長く執筆したドー・アマーも、その例外ではない。本稿では、彼女の晩年の著作活動の一端をとおして、彼女と言論統制とのかかわりをとらえる。

まず、彼女の晩年の著書とその周辺から、軍事政権下の検閲状況をあきらかにする。続いて、国外のメディアの一部で批判的にとらえられる彼女の女性問題に関する発言を取り上げ、現代ビルマのメディアの問題からその発言の意図するところを読み解き、従来の評者とは異なる観点から、ドー・アマーの今日的意義を明らかにすることを試みる。

1 『83 歳 83 言』は語る

1.1 検閲期間

1999 年 8 月、ドー・アマーの 83 歳の誕生日を記念して、チープワーイェー社より『83 歳 83 言』が出版された。同書には、1950 年代から 90 年代までの出版物から抜粋した彼女の 83 点の発言が収録された。それは、1.序文からの抜粋 11 点、2.著書からの抜粋 35 点、3.新聞雑誌等ジャーナリズムからの抜粋 37 点から構成された。

発行の日付が記される見開きの次のページには、「本書は母の 83 歳の誕生日を記念して出版したものである。しかし、諸般の事情から、今般ようやく出版の許可が出たことをご理解いただきたい」との出版者による断り書きがある。見開きに記される出版者名は、ウー・ニェインチャンすなわち、釈放されたばかりのニープレーである。同書の出版が、彼女の誕生日の 1998 年 11 月 29 日前後に意図されたにもかかわらず、9 ヶ月も遅延したことの意味するところは、以下のように考えられよう。

ビルマ国内で書籍を出版するには、事前に情報省検閲局へ原稿を提出することが義務付けられている。検閲に要する期間は、数ヶ月から一年半以上まで、提出物の内容によって非常に差がある¹⁶。1998 年 11 月の出版を意図するならば、検閲所要期間を見込んで早めに原稿を提出しておく必要がある。同書に収録された抜粋の最新の日付は、1998 年 7 月である¹⁷ことから、原稿が 1998 年 8 月には検閲局に提出されていたと推測すれば、検閲

¹⁶ [南田 2001c]のビルマ語版は 2006 年に出版されたが、検閲には 1 年半余りかかり、21 編中 2 編が削除され、その他削除修整箇所多数であった。[南田 2006b:pp.138-139][南田 2010b:pp.37-48]も参照されたい。

¹⁷ 『ミャーナツマウン<キューピット>』誌掲載記事で、[Amar1999:pp.35]を参照されたい。

におよそ1年を要した勘定になる。出版者はそのことを読者に伝えようとしたのである。

1.2 削除箇所

検閲の痕跡は、同書に収録された83点の発言のうち、灰色に塗りつぶされたものが5点存在することからもうかがえる。これらが検閲不許可による削除部分である。検閲は、古くは日本占領期に始まるが、社会主義時代に強化された¹⁸。削除された5点は、社会主義時代の70年代の発言が2点、軍事政権時代の90年代の発言が3点である。軍事政権下では、出版済みのものを作品集として新たに編む場合も、再版する場合も、再度検閲がなされる。5点の灰色箇所は、過去に検閲を通過したものが、1998年の検閲で通過しなかった事実を提示する。それは、1998年に検閲がさらに強化されていたことを物語る¹⁹。

ところで、同書の灰色箇所を含む83点の末尾には、出典箇所がページ数とともに明示される。それを参照すれば、読者は削除部分の内容を知ることが可能となる。たとえば、同書14ページの削除部分は「『母の昔語り』1997年8月154ページより」とされる。そこで、その部分を参照すれば、以下のような文であることが判明する。

「このような事態で、このような段階までが予測される問題を、時代のせいだとか時代の波だとか言って、手を拱いているべきでしょうか。わたしは、社会的に考えても静観すべきでないと思います。学校、青年組織、教師・保護者が、宗教的社会的見地から話し合うべきです。この状況が不適切であるなら、それに反対し、その事態を押し止めるべきだと考えます。もしも、何も言わず、事態を押し止めようとしなければ、大変なことになるでしょう」²⁰

この一文は、随筆「時代のせいだと言って傍観しますか」の末尾の部分である。ここでドー・アマーは、昨今の青少年の「退廃」状況を批判する。さらに、その結果としての若年女性の望まぬ妊娠や中絶を、時代のせいだと傍観せず、宗教的社会的見地から予防のために行動すべきだと主張する。1997年には検閲を通過したものが、1998年には削除されたという事実は、検閲の急速な強化を物語る。

1999年以降、検閲で不適当な箇所が見出されると、刷りなおしか、差し替えとなった。それ以前に見られた黒塗りや、糊付けや、破り取りをはじめとして、同書に掲載されたような灰色箇所も、出版物から基本的に姿を消した²¹。1999年8月発行の同書は、かろうじて検閲強化の痕跡を提示する貴重な歴史的証言録としての役割を果たしたのである。

2 『ルードウ・ドー・アマー90歳記念作品集』は語る

2.1 出版に至る経緯

検閲とのせめぎあいの中で、著作を出版し続けたドー・アマーを他者が語ることも、言

¹⁸ この時期の検閲強化状況については、[南田 2010b:pp.53]注 22 前半を参照されたい。

¹⁹ 90年代の検閲強化や作家の逮捕等については、[南田 2001b:pp.98-100]を参照されたい。

²⁰ [Amar1997:pp.153]を参照されたい。同書は過去の雑誌掲載評論を再録したもので、この随筆は1983年9月発行の『タウンピャウトウエーラー<森羅万象>』誌に掲載された。

²¹ [南田 2001b:pp.99]を参照されたい。

日付が付される最新の随筆は 2005 年 1 月である。検閲に要した期間は、前述の書と比べやや短い。それを検閲緩和によるものと結論づけるには、一考の余地がある²⁵。内容的にも、前述書と比べかなり抑制の効いたものとなっていることは、考慮に入れるべきであろう。以下に、彼らが語るドー・アマーの評価を提示する。

2.2 他者の語るドー・アマー

彼らが語るのは、第一に、ドー・アマーのジャーナリストとしての側面である。彼女は、大戦直後から 1967 年まで、『ルードゥ』ジャーナルや『ルードゥ』紙を基盤に進歩的論調を展開した。ただ、同書では、海外メディアにおけるほどには、この側面が直截的に強調されることはない。たとえば、「人民の立場に立ったジャーナリスト」²⁶といった控えめな賞賛に止められる。

第二に、彼女のノンフィクション作家の側面である。ジャーナリストとしての筆を封じられた 1967 年以降、彼女はビルマ伝統文化尊重・保護の立場から多数の著作を著した。内容は、伝統芸能や美術工芸や文学芸術や大衆文化まで多岐にわたる。これについては、彼女の国民に対する「民族と風俗習慣を愛してほしいという熱意」²⁷を賞賛する発言をはじめとして、言及する人々は少なくない。

第三に、彼女の著作に 1960 年代より顕著に現れるようになった口語文体である。これについてはたとえば、「母さんの特筆すべき能力のひとつは、、、その文体が生粋の口語体となっているのです。見掛け倒しの物まねの口語体ではありません。本当に純粋な口語なのです。そばにやってきて腰掛け、話しかけられているような類の、耳に心地よく入ってくるような言葉の、生粋の口語体で、ビルマの国でこれほど純粋な口語体を、これ以外に私は読んだことがありません」²⁸といった賞賛がなされる。

第四に、翻訳家としての側面である。彼女が、海外の進歩的作品や、後年はアジアの文学も翻訳したことについては、少なからぬ言及がなされる。

第五に、彼女の人となりである。彼女が私利私欲を捨て、他者のために「平和と民主主義に基づき」²⁹執筆したことなどが、控えめに賞賛される。一方、作家たちの個人体験の中の「文学の母」としてのドー・アマー像は、数多く語られる。彼女による物心両面での援助で、多くの若い書き手たちが励まされ、成長していったことや、彼女の著作に啓発され、努力して作家となったケースがこもごもに語られるのである。

同書における彼女への評価と、海外のメディアにおける評価を照合すれば、国内で言及することが困難な部分は、ジャーナリスト時代の彼女の政治的発言や、息子たちと共産党との関連に関する事実、近年ではエイズ対策関連での彼女の活躍などであることが判明す

²⁵ 注 16 を参照されたい。2006 年出版書籍の検閲には 1 年半を要している。

²⁶ 作家ダゴン・ターヤー (1919 生れ) による。[Mi Chan Way 2005:pp.35]を参照されたい。

²⁷ 歴史学者トウラ(1943 生れ)による。[Mi Chan Way 2005: pp.44]を参照されたい。

²⁸ 詩人マウン・カインラッによる。[Mi Chan Way 2005:pp.145]を参照されたい。これは夫ウー・ラをはじめとするいわゆるマンダレー派作家たちが 60 年代に巻き起こした「話すように書く」運動の一環であった。

²⁹ ジャーナリストのミャンマーアリン・タンニョン(1926-2009)による。[Mi Chan Way 2005:pp.37]を参照されたい。

る。国内のメディアでドー・アマーの全貌が明らかにされるためには、今しばらく時を要するであろう³⁰。

3 ルードウ・ドー・アマーさらなる評価

3.1 ドー・アマー女性を語る

上述の評価に加え、いまひとつの評価を提示しておく必要がある。彼女を「導きの星」とする女性作家タンミンアウンは、彼女の著書『母の昔語り』³¹をビルマの若い世代の女性たちに「文化的慣習」の種を植え付ける庭師の役割を果たすととらえ、ドー・アマーを「模範的母親指導者」と称える³²。すなわち模範的な母たるドー・アマーの、若きビルマ女性に対する指導的役割が評価されるのである。

ドー・アマーのビルマ女性観を『83歳83言』から拾えば、以下のようにまとめられよう。第一に彼女は、ビルマ社会に存在する男女平等を強調する。すなわちビルマには、周辺諸国におけるような、封建的家父長制も結婚持参金制度も女性を家庭に閉じ込める風習もなく、社会的労働においても男女は平等に活動してきたと述べる³³のである。

第二に彼女は、家庭建設における女性の役割を強調する。すなわち、女性に伝統的に定められた義務である 1)調理、2)家庭の維持、3)出産育児、4)親舅姑の世話は、家庭の安定に不可欠であり、家庭の護持安定が人間社会の護持安定につながると述べる³⁴。

したがって彼女は、「Living together などという、夫でもなく妻でもない間柄の男女が同居するという西欧諸国の退廃的な風習を、私たちの社会に導入しようとする作品などは耐え難いものです」³⁵と、家庭建設の枠に収まりきれない男女の関係を、「西歐的退廃」と

³⁰ 本稿はドー・アマー存命中の検閲状況を考察するものであるため参考文献に入れていないが、2010年5月、チーフワーイェー社よりルードウ・ドー・アマー追悼集『国民に愛されたルードウ・ドー・アマー』が発行された。『90歳記念作品集』と比べると、寄稿数は56編と少なく、年譜もない。内容的に『90歳記念作品集』を踏襲しているが、匿名の筆者もいることを付け加えておく。

³¹ 資料1も参照されたい。1巻は83年9月から97年2月まで雑誌に掲載された40編を収録し、97年8月7日の夫ウー・ラの命日を記念して97年8月に出版された。2巻は97年3月から2000年7月まで『キャリア』誌に掲載された同名のコラム39編を収録し、2000年11月に出版された。3巻は2000年8月から2007年3月に同誌掲載の58編を収録し、2007年10月に出版された。3巻の収録点数が多いのは各編が短いためである。彼女の体調の変化がうかがえる。

³² [Mi Chan Way 2005:pp.59]を参照されたい。タンミンアウンは1953年に生まれ、短編集『形なき集積』で2002年民族文学賞を受賞した。その短編「生成流転」(1993)が[南田1998:pp.167-178]に収録される。

³³ [Amar1999:pp.4]を参照されたい。1991年の発言である。

³⁴ [Amar1999:pp.2]を参照されたい。1987年の発言である。

³⁵ [Amar1999:pp.31]を参照されたい。1995年の発言であり、結婚中の愛を描くことを拒否する女性作家ジューなど一部の作家の作品を批判したものと思われる。ジューについては[南田2001b:pp.108-117]の短編、[同 pp.91-92]の解説、[南田2001c:pp.298-306]に寄せられた彼女の解説などを参照されたい。同解説は、女性を束縛する規範と、それに抗うビルマ女性の勇気について書かれるが、ビルマ国内の刊行物に発表されたものではなく、日本の読者のために書き下ろされたものである。

して全面的に否定する。

また彼女は、若い女性の身持ちの固さ、すなわち処女性を重視する。すなわち、「仕事を持つ娘さんたちは、自分の身を自分でお守りなさい。一族の名誉をお守りなさい。自分の身を守ることは、生来の権利で、誰しも守る権利があるのです」と述べるのである³⁶。

このようなドー・アマーのビルマ女性観の意味するところを、以下に考えたい。

3.2 「文化的慣習」護持への執念

ビルマ女性に関する問題は次のようにまとめられよう。一般に、ビルマ女性の社会的地位は、高いといわれてきた。それは仏教徒慣習法に保障される結婚や財産相続における男女の比較的平等な条項等を根拠としたものであった。しかし、その一方で仏教徒慣習法には、男性のみが複数の妻を持つことを許容する条項が存在し、仏教における最高の境地である涅槃に到達するには男に生れて出家しなければならない。ゆえに、来世で男として転生することに望みを託し、女性のエネルギーは現世で功德を積むことに向けられてきた。ビルマ女性が模範的母や妻として家庭作りや経済活動にまい進し、賢女たらんと努めたのは、そのような内なる男性優位思想のなせるわざであった。模範的賢女像は、仏教經典に数多く見られるのみならず、1950年代から60年代に活躍した旧世代の女性作家の小説でも主流を占めていた³⁷。70年代以降になって、「男性に寛容で女性に厳格な二重基準」の支配する³⁸ビルマの世間の中で呻吟する女性像が、かろうじて女性文学で形象化されるに至っている。

このような中で、政治的には常に先進であったドー・アマーのビルマ女性観は、旧世代の女性作家たちの思考の枠組みを越えるものとならなかった。この点についての批判は、国外のメディアにおいて見られるものの、国内においては皆無である³⁹。なぜなら、言論統制下の国内において、「伝統文化維持装置である規範再生の拠点としての家庭」⁴⁰の建設に異をとねえることは、好ましからざる発言として危険を伴うからであった。

伝統文化護持は、ビルマ族の伝統的仏教文化至上主義を掲げる軍事政権のスローガンのひとつである。彼らは、すべての書籍の見開きに印刷されるスローガンで、伝統文化護持の旗手であることをもって自任する⁴¹。さらに彼らは1996年に、仏教徒慣習法の保障する女性の権利を誇ったうえで、家庭という国家の基礎単位の向上を通して女性が国家建設に参加することを奨励し、女性翼賛団体の組織化に乗り出して、同年、全ミャンマー女性間

³⁶ [Amar1999:pp.31-31]を参照されたい。掲載年は記載されていない。

³⁷ [南田 1996c:pp.55-62]を参照されたい。

³⁸ [南田 2006a:pp.117]を参照されたい。具体的にはビルマの世間の二重基準について、「女性の価値は処女性、純潔性、貞節に置かれ、妻の価値は家庭維持能力を基準に作られる。性的嫌がらせの被害者が軽蔑され、買う男より売る女が軽蔑される…」などを挙げている。

³⁹ 国外の批判の一例は本誌収録のミンジンの発言にあるように、「ビクトリア朝倫理」「保守的」「厳格」というものである。一方国内ではメディアには登場しないが、若い作家や詩人たちの一部からの聞き取りから、批判が存在することも筆者は確認している。

⁴⁰ [南田 2006a:pp.117]を参照されたい。

⁴¹ スローガンは[南田 2009a:pp.122]注 28 を参照されたい。そのうち「社会四目標」は①全民族の精神と品行の向上、②民族の尊厳と出身地の尊厳を高め文化遺産と民族的特質を消滅から守る、③愛国心の昂揚、④全民族の健康維持と教育向上とされる。

題委員会を結成した。その傘下に結成された全ミャンマー女性問題活動委員会文化部門の活動目的は、国家による「市場経済」導入にともなって流入する外国文化の影響からビルマ女性を守ることとされ、具体的には、第一に、ビルマ女性の愛国心の涵養、第二に、自国文化擁護精神の育成、第三に、伝統遺産保護精神の育成、第四に、外国文化影響撲滅運動の実施が挙げられている⁴²。

ドー・アマーの「文化的慣習」護持への執念は、はからずも軍事政権の女性対策と奇妙にも符合する結果を生んだ。そこで以下に、彼女の執念の意味するところを、その服装に関する発言を通して考えてみたい。

4 正当なる伝統文化の継承者は誰か？

4.1 服装とメディア

ドー・アマーの晩年の 2006 年のメッセージである資料 2「ビルマの若い娘たちの民族服」で、彼女は、若い女性が民族服を着用せず、下半身にさまざまな長さのスカートや、腹部が露出するズボンを着用し、上半身にはひも付きタンクトップを着用して胸から上を露出させることを、「自堕落・放埒」「品位の欠如」などと批判する。そしてそれは、「西洋女性と競いたい」娘たちが、そのように装えば「現代的」になるととらえたために生じたものだと述べる。彼女は、その背景として考えうるものについて深追いせず、慨嘆で結ぶ。これは、1998 年に削除された前述の「時代のせいだと言って傍観しますか」の結びと比べ、かなりトーンを落とした論調となってすらいる。

はたして、これが書かれた 2006 年に、ビルマの若い女性の服装は上述のようなものとなっていたのであろうか。それが事実であれば、軍事政権が、女性団体を通して奨励した、外国文化の影響から女性を守るための、愛国心や自国文化擁護精神の育成や、外国文化影響撲滅する活動が功を奏さなかったことになる。

この期間の服装状況は、およそ以下のようにまとめられよう。一般の民衆の服装は男女ともロンジー姿がまだ多く、その傾向は地方に行くほど著しい。また、小中高では生徒も教員も白のブラウスに緑のロンジーを着用する。一方、大学は従来制服がなく、教員のみが民族的服装の着用を義務付けられていたが、2000 年代に入り、大学生たちの間に、T シャツ、ジーンズ、ミニスカートの着用が増加する中で、2004 年 8 月 16 日より、大学生にも民族服着用が義務付けられた。ただし、学外での塾通いなどでは、民族服を着用しない学生は多い⁴³。

若者のファッションを先取りするのがメディアであるとすれば、厳酷な検閲のもとでメディアに何が起きているのかにも、目を配っておく必要がある。総合月刊誌『マヘーティ<王妃>』誌の掲載写真を例に取り、ドー・アマー晩年の 10 年における検閲の基準の変遷を見ておきたい。

同誌 1997 年 1 月 1998 年 12 月合併号 (pp.34-39) では、ビルマ人女性歌手へのインタビュー記事で、上半身ならびにジーンズのでん部と幅広の裾の部分が黒塗りとなった。

⁴² 女性翼賛団体については[南田 2009a:pp.114-118]を参照されたい。

⁴³ [南田 2005:pp.92-93]を参照されたい。

2000年3月号(pp.132)では、ゴールデングローブ賞受賞を報じる記事で、"SEX AND THE CITY"主演女優4名のうち3名のソワレの上の肌の露出部分が黒塗りとなった。その後、露出度を規制したまま、グラビアに西欧風の服装は増加していく。2004年1月号(pp.28-35)より、ビルマ人女性歌手のジーンズ姿や、ふくらはぎまでの丈のスカート姿が掲載され始め、2008年4月号(pp.21,23,50,51)に、ミニスカート姿や胸から上を露出させた女優が登場する⁴⁴。一方ファッション月刊誌『Beauty』誌2007年12月号(pp.15, pp.55-57, pp.110-111, pp.134)では、ページ数のない広告欄も含めて、胸から上を露出したドレスの女優や広告モデルがすでに登場している。

このように、雑誌に登場するファッションは、10年間で露出度の規制が「緩和」されてきた。しかし、グラビアの規制「緩和」に反比例するかのように、文章に対する検閲は強化されている⁴⁵。それは、この「緩和」が見せかけに過ぎぬものであることを物語る。

4.2 ファッション規制「緩和」の意味するところ

見せかけであれ、これら規制「緩和」の意味するところは何であろう。華やかな西欧風ファッションでグラビアを飾ることは、出版界の内実を知らない読者には、時代の流れが進歩発展し、ビルマが近代国家に生まれ変わったかのような印象を与える。それによって、軍事政権のマイナスイメージが払拭される効果を生む可能性がある。それだけに、これが見せかけの規制緩和であることを熟知する作家や出版関係者への締め付けは、容赦なく継続するのである。

さらに「緩和」は、購買力を持つ富裕層の子供たちの、ファッションに関する購買欲を掻き立てる。それによって彼らの関心を政治・社会からそらし、彼らをさらに政権側に取り込む⁴⁶効果を生む可能性がある。ここで言う富裕層とは、ファミリービジネスにまい進する軍幹部の家族ならびに彼らと結託した事業家らの階層をさす。軍事政権の最も恐れるのは、自らの勢力圏の内部分裂なのである⁴⁷。

このように軍事政権は、検閲においてダブルスタンダードを使用してきた。それは、現

⁴⁴ [南田 2010b:pp.33-34,51]も参照されたい。

⁴⁵ 注16の例のほか、2006年のマンガレーにおける朗読会禁止事件[南田 2008:pp.105]、同年の『バダウプインティック新しき青龍木の蕾』誌12月号発行差し止め事件[南田 2007:pp.63]、2008年1月の詩人逮捕事件、2月のジャーナル休刊事件などをはじめとする多数の言論出版活動への弾圧[南田 2009b:pp.70-71]など枚挙にいとまがない。

⁴⁶ 2007年秋の僧侶に対する弾圧時にはこれらの階層の子供たちがネットで意思表示をしたといわれる。なお、ビルマの若い女性のすべてがドー・アマーのいう「行き過ぎた」ファッションに身を包んでいるわけではない。とりわけ、雑誌グラビアで見られるファッションの若い女性には、富裕層の子供たちのほか、ホテルのディスコ等に出入りする売春女性も含まれる。場を提供する者も買春者も軍事政権と親しくつながる富裕層である。ドー・アマーのいう「行き過ぎた」ファッション批判の背景にはそのような実態もある。売春女性とファッションについては[南田 2010b:pp.51]の注9も参照されたい。

⁴⁷ 軍事政権は、そのスローガンのひとつで示される「我等の重大事項三点」の第一点で国家の分裂阻止を挙げる。しかし軍の内部でも、脱走兵が多数存在し、刑務所に収容された者のほか、密林深く単独活動中の者もいるということを経年聞き取り調査の過程で耳にしている。

代に始まったことではない。すでに社会主義時代から、社会主義建設に貢献する作品を育成するはずの事前検閲が純文学に厳しい目を光らせる一方で、大量の娯楽恋愛小説の出版を許し、現在に至ってきたからである⁴⁸。

たしかに、昨今の規制「緩和」による雑誌グラビアのファッションの「西欧化」テンポには、読者の目を見張らせるものがある。しかし、彼らが見せかけの「緩和」に腐心すればするほど、「緩和」と彼らの外国文化撲滅運動、自国文化護持運動との矛盾は増大の一途をたどる。政権側がそのスローガンを、すべての出版物の見開きに印刷し、TVで放映し続けても、ダブルスタンダードを用いる限り彼らが伝統文化の正当な継承者として尊敬される見込みはない。そのような中では、ドー・アマーのような人物こそが真の愛国者として、伝統文化の正当な継承者として浮上するのである。外国文化の流入から若者を守る倫理的防波堤としてのドー・アマーの役割を、心あるビルマの人々は尊重せざるを得ないことになる。

晩年のドー・アマーは、伝統文化を武器としてたたかう賢女であった。彼女には、エスニック・グループや農村部の女性の視点に立って、国外で難民や移住労働者を含むビルマ女性の権利について発言し続けるナン・ローラーウンの言うような、「ビルマ女性に関して深く根ざした文化的社会的規範、誤った女性観に注目しそれを変革する」⁴⁹ことへの視点が欠落していた。しかし、このような彼女の限界は、彼女個人に帰すべき問題ではない。それは、内戦の時代、ビルマ式社会主義という名の軍事官僚独裁の時代、市場経済導入を前面にたてた軍事政権の時代を通して、合法地帯と非合法地帯、あるいは国内と国外に分断されて生きてきたビルマ女性の過酷な受難の連続のなかで、総合的に吟味されるべきであろう。それは、彼女の著作の丹念な読み取りの上に改めて検証されるべき課題である。

おわりに

2010年の「選挙」とそれに続くアウンサンスーチーの解放、2011年の国会開会、アウンサンスーチーと政権との「対話」、一部政治囚の釈放などの一連の出来事は、民主化への道が緒に就いたとの印象を世界に与えている。しかし、国境付近の民族的少数者居住地域における戦闘やレイプは頻発し、民衆の生活状況にさしたる変化はなく、苦しみや不安は依然として払拭されていない。今後も行方を注視する必要がある。

「民政移管」後も軍の支配の色濃いビルマで、彼らのダブルスタンダードの欺瞞を暗に告発するドー・アマーの著作の数々は、当面まだまだ威力を発揮して生き続ける。伝統文化の正当な継承から伝統文化の中の規範の見直しへ、そして規範の見直しと民主主義との共存へ向かう一連の作業は、次世代が担うべき課題となるはずである。

⁴⁸ [南田 2001b:pp.89-90][南田 2010b:pp.53]注 22 を参照されたい。

⁴⁹ [タナッカーの会 2007:pp.414]を参照されたい。なぜ女性の「地位が高い」国に長期の軍事独裁政権が継続するのか、女性を抑圧する規範と軍事政権長期化との関係については、[南田 2002:pp.243-244]を参照されたい。